

# 高齢者虐待防止のための指針

社会福祉法人 林声会

## 第1条（目的）

本指針は、当施設において高齢者虐待の防止を徹底し、利用者の尊厳を守るとともに、安心して生活できる環境を確保することを目的とする。

## 第2条（基本方針）

1. 利用者的人格と尊厳を尊重する。
2. 高齢者虐待は決して許されない行為であり、これを未然に防止する。
3. 虐待の早期発見・早期対応に努める。
4. すべての職員が虐待防止の意識を持ち、組織的に取り組む。

## 第3条（高齢者虐待の定義）

高齢者虐待とは、次の行為をいう。

1. 身体的虐待  
殴る、蹴る、縛る等の身体的苦痛を与える行為
2. 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）  
必要な介護や世話を怠る行為
3. 心理的虐待  
暴言、無視、威圧的な態度など精神的苦痛を与える行為
4. 性的虐待  
わいせつな行為や性的羞恥を与える行為
5. 経済的虐待  
本人の財産を不当に使用・制限する行為

## 第4条（高齢者虐待防止委員会）

1. 当施設は高齢者虐待防止委員会を設置する。
2. 委員の構成
  - ・施設長
  - ・介護支援専門員

- ・生活相談員
  - ・看護主任
  - ・ユニットリーダー（4名）
  - ・その他必要に応じ委員を指名する。
3. 委員会は年2回以上開催する。  
虐待事案発生時等、必要な際は随時委員会を開催する。
  4. 検討内容は以下とする。
    - ・高齢者虐待防止のための指針、マニュアルの見直し
    - ・虐待事例の検証
    - ・再発防止策の検討
    - ・職員教育の企画、実施

#### 第5条（職員研修）

1. 高齢者虐待防止に関する研修を年2回以上実施する。
2. 新規採用時には必ず研修を実施する。

#### 第6条（虐待の早期発見）

職員は、以下の兆候に注意し、早期発見に努める。

- ・不自然な傷やあざ
- ・急激な体重減少や不衛生状態
- ・怯えや抗うつ状態
- ・金銭トラブル

#### 第7条（虐待発見時の対応）

1. 虐待が疑われる場合は、速やかに施設長へ報告する。
2. 必要に応じて関係機関へ通報する。
3. 利用者の安全確保を最優先とする。
4. 記録を正確に残す。

#### 第8条（相談・苦情対応）

1. 利用者および家族からの相談・苦情に誠実に対応する。
2. 苦情内容を記録し、再発防止に活用する。

#### 第9条（職員の責務）

1. 職員は本指針を遵守する。
2. 虐待を発見または疑った場合は、速やかに報告する義務を負う。
3. 虐待を隠蔽しない。

#### 第10条（再発防止と改善）

1. 虐待事案が発生した場合は原因を分析する。
2. 再発防止策を講じ、全職員へ周知する。

#### 附則

本指針は、令和6年3月1日より施工する。

令和8年4月13日一部を改正する。